

## 就学援助 小学校入学準備金の支給について

区では、経済的理由で義務教育の就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学校で必要な費用の一部を助成しています。(就学援助制度)

学用品やランドセルなどの購入を助成する「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」を、入学前の3月に支給しています。

下記の **I 就学援助（小学校入学準備金）の対象となる世帯** に該当される場合はご申請ください。

なお、就学援助制度には所得制限があります。要件に当てはまらない場合は支給対象となりません。

### I 就学援助（小学校入学準備金）の対象となる世帯

次の（1）～（4）のすべてに該当する世帯が対象です。

- (1) 令和8年4月に小学校入学予定のお子様がいる世帯
- (2) 令和8年1月1日時点で千代田区に住民登録のある世帯

※令和7年1月2日以降に千代田区へ転入された方は、税情報照会のため、後日書類提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

- (3) 令和6年中の同一生計世帯所得が基準未満の世帯（※下記表参照）
- (4) 生活保護を受給していない世帯

※生活保護受給世帯については、入学準備金は保護費から支給されます。

### ◇世帯の所得基準額（所得限度額）の参考例

世帯人数	家族構成例（年齢）	所得基準額（目安）
2人	母（35歳）、子（6歳）	約 234万円+※ <sup>1</sup>
3人	父（35歳）、母（32歳）、子（6歳）	約 263万円+※ <sup>1</sup>
4人	父（35歳）、母（33歳）、子（9歳）、子（6歳）	約 318万円+※ <sup>1</sup>

※<sup>1</sup> 貸貸住宅にお住まいの方を対象に家賃負担がある場合は、年間負担額（上限あり）を所得基準額に上乗せすることができます。（証明書類の提出が必要）

※ 所得基準額は家族構成、年齢などにより異なるため、あくまでも目安の金額です。

※ 所得金額等とは、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額等合計②」欄の金額です。

令和6年中の同一生計世帯全員の所得を合算して判定します。

### 2 支給金額

91,600円（小学校新1年生1人につき）

### 3 申請期限

令和8年1月9日（金）まで

#### 4 申請方法

今年度から、千代田区ポータルサイトでのオンライン申請に変更されました。

※【保護者のアカウント】で、二次元コードまたはリンクからご申請ください。

##### ◆STEP1

【アカウント登録がお済でない方】

千代田区ポータルサイトのアカウント登録を行ってください。



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/johosesaku/portalsite-kaishi.html>

##### ◆STEP2

千代田区ポータルサイトのメニューから「小学校入学準備金申請」の手続きを行ってください。



<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04Ih00000682xv/am000000253>

#### 5 支給時期

令和8年3月中旬（予定）

#### 6 注意事項

- (1) 同一世帯の兄姉が「令和7年度就学援助費」の認定を受けていても、改めて申請が必要です。
- (2) 申請に基づき、審査に必要な世帯の所得状況等を調査いたします。未申告や書類不備等があると、審査ができません。
- (3) 小学校入学後に学用品費・校外活動費等の就学援助費を受給するためには令和8年4月以降に改めて「令和8年度就学援助費」の申請が必要となります。なお、今回の入学準備金を支給されなかった場合であっても、入学後に「令和8年度就学援助費」の認定を受けた場合は、「新入学学用品費（入学準備金と同額）」を他の費目とあわせて支給します。
- (4) 入学準備金の支給を受けた後に区外転出された場合は、転出先の教育委員会に、入学準備金を支給済みである旨を通知いたします。

#### 7 中学校入学準備金

「令和7年度就学援助」の認定を受けている中学校新1年生（現在小学校6年については支給対象となるため手続きの必要はありません。）

※支給金額は、101,000円です。

#### 8 問合せ先

千代田区教育委員会事務局 学務課学務係

〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所4階

電話：03-5211-4284（直通）